下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオナモミ、準絶滅危惧として掲載されているコイヌガラシ、ハマサジ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が４箇所存在するが、このうち２箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る２箇所についても佐賀県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づく４車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、大川市区間については平成11年１月６日に都市計画決定され、平成20年２月29日に変更決定された都市計画と、佐賀市区間については平成20年２月29日に都市計画決定された都市計画と、それぞれのり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事並びに市道及び農業用水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、佐賀市長を会長とする有明海沿岸道路建設促進佐賀県期成会等より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福岡県大川市役所及び佐賀県佐賀市役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

福岡県大川市大字大野島字公儀堀西、字一本松、字東乾角、字北乾角、字乾角村内、字市右衛門分、字ヲツマ分、字直吉開及び字惣吉開地内

佐賀県佐賀市諸富町大字為重字上下分土居外、字上下分、字上下、字上下分屋敷田天神前及び字上下分三本松四角、諸富町大字寺井津字西寺井並びに川副町大字早津江字二本松地内

○気象庁告示第四号

個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二条第三項の規定に基づき、平成十七年気象庁告示第八号の一部を次のように改正し、平成二十九年六月十三日から施行する。

平成二十九年六月十三日　気象庁長官　梅田　俊彦

第一号中「第四章まで」を「第四章の二まで」に改める。

○東北地方整備局告示第百六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十三日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福岡県大川市大字大野島字一本笹から同市大字大野島字東乾角地内まで	変更前	一一・七メートル	〇・六五キロメートル
福岡県大川市大字大野島字東乾角地内から同市大字大野島字乾角村内まで	変更後	一七・八メートル	〇・一一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十九年六月十三日

九州地方整備局長　小平田浩司

第１　起業者の名称　福岡県

第２　事業の種類

県道大牟田川副線改築工事（大野島工区・福岡県大川市大字大野島字一本笹地内から同市大字大野島字東乾角地内まで）及びこれに伴う農業用水路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　福岡県大川市大字大野島字一本笹、字南中通、字善ノ平前、字中通中小路、字北中通、字中通浦、字一本松二ノ切及び字東乾角地内

２　使用の部分　福岡県大川市大字大野島字一本笹、字善ノ平前、字中通中小路、字北中通及び字中通浦地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県大川市大字大野島字一本笹地内から同市大字大野島字東乾角地内までの延長653ｍの区間（以下「本件区間」という。）における「県道大牟田川副線改築工事（大野島工区）及びこれに伴う農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「県道大牟田川副線改築工事（大野島工区）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。